委託契約書約款

(総 則)

- 第1条 受注者は、別冊の仕様書等(仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同 じ。)に基づき頭書の業務委託料をもって頭書の履行期間内に、頭書の委託業務(以下「業務」という。)を完 了しなければならない。
 - 2 前項仕様書等に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は発注者が定める職員の指示に従うものとする。
 - 3 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。) 内に完了し、契約の目的物(以下「成果品」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委 託料を支払うものとする。

(業務の着手等)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に契約履行着手届出書を、発注者に提出しなければならない。
 - 2 受注者は、この契約締結後7日以内に仕様書等に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(権利業務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、 書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾 を得たときは、この限りでない。
 - 2 前項により発注者の承諾を得て、再委託する場合は、受注者は再委託先の経営状況等、契約履行が可能であるかの報告を発注者にしなければならない。
 - 3 再委託先についても、受注者と同様の契約内容を遵守しなければならない。また、遵守する旨の書面を提出 しなければならない。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務の調査等)

- 第6条 発注者は、必要と認めるときは、業務に関して、受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができるものとする。
 - 2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

(業務内容の変更等)

- 第7条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。 この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面 によりこれを定めるものとする。
 - 2 受注者は、業務について仕様書等の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により直ちに発注者に対し業務の内容の変更を請求することができるものとする。この場合において、

契約事項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(履行期間の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における履行期間の延長日数は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(危険負担)

第9条 第11条の規定による成果品の引渡し前に生じた損害、その他業務の処理に関して生じた損害(第三者に 及ぼした損害を含む。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生 じたものについては、発注者の負担とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第 10 条 発注者は、受注者の責に帰する事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、 履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、損害金を徴収して履行期間を延長することができるもの とする。
 - 2 前項の損害金の額は、業務委託料に対して、延長日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責めに帰する事由により、第 12 条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく率で遅延利息の支払を発注者に請求することができるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第11条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受けたときは、その日から 10 日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
 - 3 前項の検査の結果不合格となり、発注者から期限を指定して補正を命ぜられたときは、受注者は、自己の負担でその指定期限内に補正して、発注者の検査を受けなければならない。この場合における発注者の検査については、前2項の規定を準用する。
 - 4 発注者の検査に合格したときは、受注者は、遅滞なく成果品を発注者に引渡すものとする。

(業務委託料の支払)

- 第 12 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。
 - 2 発注者は、前項の定めにより、受注者から適正な請求書を受けたときは、その日から 30 日以内に業務委託料 を支払わなければならない。

(解除権の行使事由)

- 第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができるものとする。
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (5) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店 若しくは常時建設コンサルタント等業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団 員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りなが ら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アから才までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合 (カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従 わなかったとき。
- 2 発注者は、業務が完了するまでの間は、前項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができるものとする。
- 3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
 - (1) 第7条の規定により業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第7条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(解除の効果)

- 第14条 前条の規定によりこの契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は 消滅するものとする。
 - 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、必要があるときは、既履行部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。この場合において、発注者は既履行部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
 - 3 前項の場合、第11条及び第12条の規定を準用する。
 - 4 発注者は、前条第2項及び第3項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約 金として受注者から徴収するものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであ るときは、この限りでない。
 - (1) 第13条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合
 - 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産開始手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第13条第1項第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができるものとする。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

- 第16条 受注者は業務を行うにあたり内灘町情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
 - 2 前項のほか次の事項についても遵守しなければならない。
 - (1) ネットワーク及びシステムの移行は、擬似環境による動作確認後に行わなければならない。移行の際には システムに記録されている情報資産の保存を確実に行い、復帰が即座に可能な状態にしておき、原則として 執務時間外に行わなければならない。
 - (2) システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、発注者及び受注者が協議のうえ次の事項の決定並びに実施及び調査をしなければならない。
 - ア 責任者及び監督者の選任
 - イ 作業者の選任及び作業範囲の決定
 - ウ システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るリスク分析
 - エ 開発・保守するシステムと運用システムとの分離
 - オ 開発・保守の際のセキュリティ上問題となりうる恐れのあるオペレーティングシステム、ミドルウエ ア及びアプリケーションソフトの使用禁止
 - カ 開発・保守の際のアクセス制限
 - キ 機器の搬出入の際の、情報システム管理者の許可及び確認
 - ク 開発・保守記録の提出義務
 - ケ 開発・保守を行った者の利用者 ID、パスワード等の当該開発・保守終了後に不要となった時点での速 やかな抹消
 - コ 守秘義務
 - サ 再委託管理
 - (3) 新たにシステムを導入する際には、既に稼働しているシステムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。また、試験結果を発注者に提出しなければならない。
 - (4) ソフトウェア(独自開発ソフトウェア及び汎用ソフトウェア)等を更新、又は修正プログラムを導入する場合は、不具合及び他のシステムとの相性の確認を行い、更新又は導入しなければならない。
 - (5) 受注者は作業を行う者の履歴等を記載した書面を契約締結後速やかに発注者に提出しなければならない。 また、作業を行う際は、身分証明書を携帯し、発注者の求めがあれば提示しなければならない。発注者は書 面に記載された者と作業を行うものが同じであるか確認しなければならない。受注者は作業を行う者の変更 が生じた場合は、速やかに変更の書面を提出しなければならない。
 - (6) 記録媒体の含まれる機器を受注者が修理する場合は、発注者が立会いのもと作業を行うか、情報を消去した状態で作業を実施しなければならない。情報を消去することが難しい場合は、受注者はその情報についての秘密を守らなければならない。
 - (7) 受注者はいかなる場合においても、外部記録媒体を持ち込んではならない。ただし、発注者の許可がある場合はその限りではない。発注者の許可なく外部記録媒体を持ち込んだ場合はその外部記録媒体の没収または消去を発注者が行うことが出来るものとする。
 - (8) 受注者が情報の運搬又は送信を行う場合、より安全な方法で運搬又は送信しなければならない。また紛失や盗難等の事故に遭っても、情報が容易に漏れないよう工夫しなければならない。

(秘密の保持)

- 第17条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 - 2 受注者は、成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときはこの限りでない。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 受注者は、業務の実施に当たり、個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り 扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護 に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
 - 2 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 - 3 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この業務に関して知り得た 個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護 に関し必要な事項を周知するものとする。
 - 4 受注者は、この業務を行うため個人情報を取得するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成のために 必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。
 - 5 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 6 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認を受けたときは、この限りではない。
 - 7 受注者は、この業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。
 - 8 受注者は、この業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若くは作成した個人情報 が記録された資料等は、本業務完了後直ちに発注者へ返却又は提出しなければならない。ただし、発注者が書 面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
 - 9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況 を発注者に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく発注者に報告しなければ ならない。
 - 10 発注者は、受注者がこの業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の管理状況について、随時調査できるものとする。
 - 11 発注者は、受注者がこの業務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。
 - 12 受注者又は受注者の従事者(受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき 事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより 第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
 - 13 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。
 - 14 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注 者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

(契約不適合責任)

第19条 成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、発注者は、受注者に対し指定する期限までにその契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求するものとする。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでない

ときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の 追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場 合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求(以下「委託料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び 契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が発注者の与えた指示に よって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その指示が不適当であることを知り ながら告げなかったときは、この限りでない。
- 5 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引き渡したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(規定の適用)

第20条 この契約に定めるもののほか、内灘町財務規則(昭和40年内灘町規則第4号)の定めるところによる。

(疑義の決定)

第 21 条 この契約の条項又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて発注者及び 受注者が協議してこれを定めるものとする。